

# (医療保険) 訪問看護重要事項説明書

令和 7年 4月 1日

## 1 事業の目的

病気や怪我などにより家庭において寝たきり、又はこれに準ずる状態にある者に対して、高齢者の医療の確保に関する法律及び健康保険法並びに介護保険法に指定する指定老人訪問看護及び指定訪問看護を主治医の指示により計画的に実施する。

## 2 訪問看護の概要

### (1) 所在地及びサービス提供地域

事業所名	只見町国民健康保険朝日診療所訪問看護
所在地	福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田31番地
事業所番号	0712310804
連絡先	朝日診療所内 電話 0241-84-2221
提供地域	只見町

### (2) 職員体制

職種	資格	常勤兼務	業務内容
管理者	医師	1名	従事者の管理及び業務の一元的な管理
看護職員	看護師 准看護師	3名以上	調整業務、看護計画作成、自宅訪問、看護の実施 (准看護師は自宅訪問、看護の実施)

### (3) 営業日及び営業時間

月～金曜日	午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00分
-------	--------------------------

### (4) 休日

時間外・土曜・日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

★上記営業日及び営業時間のほか、電話により常時連絡が可能な体制をとっています。

## 3 訪問看護サービスの運営方針

- (1) 訪問看護事業を効果的に推進するため、医療、保健又は福祉サービスを提供するものと密接な連携に努め利用者又は、その家族に良質の訪問看護サービスを提供するものとする。
- (2) 提供する訪問看護サービスの質の向上、及び改善を図るよう努力すると共に看護技術の進歩に見合った、看護技術を持ってサービスを提供します。
- (3) 訪問看護サービスの提供に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービス機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(4) サービスの主な内容

- ・カテーテルの管理
  - ・症状の観察
  - ・リハビリテーション
  - ・食事及び排泄の介助
  - ・褥瘡の処置
  - ・体位の変換
  - ・清拭、洗髪
- ・家族、その他の介護者に対する指導

4 利用料

(1) 利用料

利用料金は、利用する保険の種類によって違います。別表「利用料金」を参照してください。

- ① 介護保険の利用料
- ② 医療保険の利用料
- ③ 保険対象外（実費負担）となる利用料

(2) 償還払い

保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者を支払われない場合は、一時的に全額負担していただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日町役場の窓口へ提出しますと、全額払戻を受けられます。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは電話などでお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始いたします。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足など、その他止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者が死亡した場合

④ その他

利用者や家族などが当事業所や当事業所の訪問看護師に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。

(3) 利用に当たっては、医療保険証及び介護保険証等を確認させていただきます。

## 6 サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当事業所の提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

相談・苦情受付担当者 齋藤 充

電話 0241-84-2221 FAX0241-84-2223

(2) 苦情解決の記録、報告

事業所が提供する訪問看護サービスの質の向上及び運営の適正化を図るため、担当者及び責任者は、記録、報告をおこない苦情解決改善の過程を明らかにし、実行が得られるよう次の各号を行います。

- 1、担当者は苦情受付から解決、改善までの過程と結果について、書面で記録する。
- 2、責任者は、苦情解決について第三者委員に報告し、必要な助言を受ける。
- 3、責任者は、苦情申し出人に改善を約束した事項について、苦情申し出人及び第三者委員に対して、経過後に報告する。

(3) その他の相談・苦情受付機関

当事業所以外にお住まいの市町村及び国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

## 7 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、事故の内容について家族、居宅介護支援事業者、当該市町村（保険者）に連絡します。

## 8 緊急時の対応方法

- ・ 訪問看護サービス提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。
- ・ 容態の変化などでご連絡を頂いた場合は、状態に応じて、電話相談又は訪問看護に伺います。
- ・ 緊急を要する医療行為については、主治医との連携のもとに対処いたします。

## 9 秘密保持

訪問看護サービス提供で知り得た秘密は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続いたします。

## 10 賠償責任

サービス提供時に生じた損害のうち、事業者の責任により発生したものについてはその賠償をいたします。

## 11 虐待防止に関すること

利用者の人権擁護、虐待等の発生予防のため、カンファレンスの開催、サービス提供者に対する研修の実施、虐待防止のための指針を整備します。またサービス利用中に、サービス提供者や利用者家族による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを担当者・行政に通報します。

## 12 その他

針刺し事故の対応について

- ・ 訪問看護担当者が、訪問中に針刺し事故をおこした場合は、利用者様の採血を依頼する場合

があります。採血の検査結果は、目的以外に使用することはありません。この場合、採血に関する料金は当事業所の負担となります

別 表

利 用 料

1 介護保険による介護予防訪問看護の場合

(1) 介護予防訪問看護費（9割は保険負担、1割が自己負担となる）

	内 容	自 己 負 担 額	
		看護師	准看護師
訪問看護費	所要時間20分未満 所要時間30分未満 所要時間30分以上1時間未満 所要時間1時間以上1時間30分まで	1回につき 266円 1回につき 399円 1回につき 574円 1回につき 844円	239円 359円 517円 760円
その他のサービス加算料	○初回加算（Ⅰ）病院や施設から退院又は退所当日 （Ⅱ）病院や施設から退院又は退所翌日以降	初回訪問時のみ	350円 300円
	○特別地域訪問看護加算	所定単位数の15%	
	○特別管理加算 （Ⅰ）留置カテーテル、胃瘻、気管切開 （Ⅱ）人口肛門、在宅酸素療法、真皮を越える褥瘡	1ヶ月につき 1ヶ月につき	500円 250円
	○緊急時介護予防訪問看護加算（Ⅰ） （Ⅱ）	1ヶ月につき	325円 315円
	○長時間訪問看護加算 ※厚労大臣の定める状態に限る ○時間外加算 夜間（18：00～22：00） 深夜（22：00～06：00） 早朝（06：00～08：00）	90分以上	300円 所定単位の25% 所定単位の50% 所定単位の25%
	○死亡時の処置料 ○日常生活上必要な物品（紙おむつ等）	11000円 実費	
	○複数名訪問加算	複数名訪問加算 （Ⅰ） 看護師と看護師	複数名訪問加算 （Ⅱ） 看護師と准看護師
	同時に2人の職員が1人の利用者に対し訪問した場合 （利用者やその家族等の同意のうえ） ①利用者の身体理由により一人の看護師による訪問看護が困難な場合。 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。 その他利用者の状況から判断して、①は②に準ずると認められた場合	30分未満 254円/回  30分以上 402円/回	30分未満 201円/回  30分以上 317円/回

## 2 医療保険（後期高齢者医療保険・健康保険）による介護予防訪問看護の場合

### (1) 訪問看護療養費の自己負担額割合

対 象		自 己 負 担 割 合
後期高齢者医療受給者（75歳以上）	一 般 現役並み	療養費合計の1割 療養費合計の2～3割
国民健康保険高齢受給者（70～74歳）	一定以上の所得者 現役並み	療養費合計の2割 療養費合計の3割
健康保険の被保険者及び被扶養者・その他		療養費合計の3割

### (2) 訪問看護療養費

項 目	内 容	金 額	
訪問看護基本療養費	週3日まで	1日につき	(准) 5,050円 5,550円
	週4日目以降 (末期の悪性腫瘍や神経難病など厚生労働大臣が定める疾病等のある場合)	1日につき	(准) 6,050円 6,550円
難病等複数回訪問加算	1日2回訪問の場合	1日につき	4,500円
	1日3回以上の場合 (末期の悪性腫瘍・特定疾患等、厚生労働大臣が定める疾病がある場合)	1日につき	8,000円
複数名訪問看護加算	看護師・看護師	1週間につき	4,500円
	看護師・准看護師	1週間につき	3,800円
	看護師・看護補助者	1週間につき	3,000円
	同時に複数の職員が訪問した場合 (末期の悪性腫瘍・難病・特別な管理を要する場合、あるいは暴力・迷惑行為の認められる場合)		
長時間訪問看護加算	90分を超える訪問を行った場合	1週間につき	5,200円
緊急訪問看護加算	1日につき1回限り		2,650円
在宅移行管理加算 (退院後1か月・1人につき1回)	在宅酸素療法、在宅自己導尿、人工肛門や人工膀胱を造設しているなど、特別な管理を必要とする場合	1ヶ月につき	2,500円
	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレを使用している状態、留置カテーテルを使用している状態	1ヶ月につき	5,000円
時間外加算	夜間加算 (18:00～22:00)		2100円
	早朝加算 (6:00～9:00)		2100円
	深夜加算 (22:00～6:00)		4200円

(3) 交通費

事業所から往復	5km 未満	0 円
	5km 以上 10km 未満	300 円/回
	10km 以上	500 円/回